令和5年台風第13号により被災された方へ

北茨城市に災害救助法が適用されたため、住宅の応急修理の対象となる場合があります。

市へ申請が必要なため、応急修理の工事をする場合は、必ず市にご相談ください。（申請前に工事が完了してしまった場合は対象外となりますので、ご注意ください。）

**応急修理の対象となる条件**

以下の全ての条件に該当する方（世帯）は、住宅の応急修理の対象となります。

**①今回の災害により、住宅におけるり災程度区分が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」又は「準半壊」の区分となった方**

※住宅が対象であり店舗等は対象外。り災程度区分が「一部損壊」（床下浸水など）のかたは対象外。

**②自らの資力では住宅の応急修理ができない方**

※申請時に「資力に関する申出書」をご提出いただきます。

**③住宅が借家でない方**

※賃貸住宅の場合、一般的にはその借家の所有者・管理者が修理を行うこととなるため原則対象外となります。

**応急修理の対象となる箇所・設備**

主に以下の箇所・設備が応急修理の対象となります。

**①外観（壁・玄関・窓・屋根など）の亀裂・剥がれ・歪みなど**

**②室内（床板・扉・壁など）のめくれ・反り・腐食・悪臭・脱落など**

※床と併せて畳などの修理を行う場合は対象となりますが、畳だけの交換は対象となりません。

**③設備（キッチン・トイレ・浴室・給湯器など）の破損・故障など**

※機能追加（トイレのウォシュレット機能追加や床暖房への変更など）・グレードアップ（給湯器の号数変更など）はできません。

**応急修理の対象となる修理限度額**

応急修理には限度額があり、限度額を超えた部分は自己負担（申請者と業者の別途契約）となります。

**①り災程度の区分が「半壊」以上の方⇒706,000円**

※応急修理対象の費用が1,000,000円だった場合、706,000円以内の部分は市と業者による契約、残りの部分（294,000円以上）は申請者と業者での契約となる。

**②り災程度の区分が「準半壊」の方⇒343,000円**

**応急修理の申請受付**

●応急修理の申請を９月１９日（火）から開始いたします。

場所：北茨城市役所　２階　都市計画課窓口

時間：平日　午前９時～午後５時

●申請に必要な書類は以下のとおりです。

**①住宅の応急修理申込書**

**②り災証明書（コピー可）**

**③施工前の被害状況が分かる写真**

**④修理見積書**

**⑤資力に関する申出書**

詳しくは、北茨城市役所のホームページをご確認ください。

**応急修理の期間**

申請受付は現時点で期限を設けておりませんが、なるべくお早めの申請をお願いいたします。**原則として、令和５年１２月８日までに修理が完了している必要があります。（なお、床等の修理については施工後のカビ発生を抑えるため、内閣府では乾燥期間を１ヶ月程度開けてからの施工を推奨しています。施工後のカビ発生に伴う修理は本制度対象外となります。）**

**応急修理に関するQ＆A**

Q.住宅の応急修理とはどのような制度なのか。

A.災害のため住宅が、大規模半壊、中規模半壊、半壊若しくは準半壊を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯に対し、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払う制度です。被災者が支払った修理費用に対する補填等を行う制度ではありません。自宅の居室、台所、トイレ、風呂等の**日常生活に必要な最小限度の部分**を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものです。

Q.駐車場、倉庫、空き家等は応急修理の対象となるか。

A.対象となりません。居住実態のある住宅のみが対象です。

Q.家電製品（エアコン室外機等）は対象となるか。

A.**家電製品は原則対象外**となりますが、浸水等により破損した給湯器（配管、貯湯タンク、室外機）は対象となります。

Q.浄化槽ブロワーは対象となるか。

A.対象となります。

Q.DIYの材料費は対象となるか。

A.対象外です。

　このチラシに関するお問い合わせ先

北茨城市役所　都市計画課

TEL　0293-43-1111（内線284・285）